

# 農業への信用保証制度の適用

(平成30年7月1日施行 中小企業庁通知 中庁第1号)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

中小企業者等が農業を行う場合は、信用保証協会の保証を受けることができない

### 特例措置

中小企業者等が、商工業とともに農業を営む場合、信用保証協会の保証を受けることができる

### 効果

商工業者等の資金調達の円滑化による農業への新規参入や規模拡大の推進

## 規制改革の概要

### <資金使途例>

#### 果樹栽培を営む食品加工業者

- ・果物加工設備購入費
- ・果樹栽培にかかる植栽費、果樹棚設置費

#### 野菜栽培を営む飲食サービス業者

- ・生産物の調理、提供にかかる人件費
- ・野菜栽培にかかる温室建設費

#### 農産物直売所を営む畑作農家

- ・直売所の建設費
- ・販売農産物の生産にかかる人件費

### 平成30年度末までの実績

#### 新潟市

- ・融資件数 **31件**
- ・融資実行額 **2億9,645万円**

#### 愛知県

- ・融資件数 **12件**
- ・融資実行額 **3億620万円**

#### 養父市

- ・融資件数 **12件**
- ・融資実行額 **1億4,200万円**



菓子製造会社によるいちご栽培 (養父市)